総合学科 (公立)の整備状況 (平成11年12月現在)

お道府県名	
(公 立) (H12年度) (公 立)	
(公 立) 北海道 2 8 5 4 総合学科をもつ高等学校などの整備を進める方針(指標 総合学科設10~14年度))[「第三次北海道教育長期総合計画」(H10.3)北海道教育	
北海道2854総合学科をもつ高等学校などの整備を進める方針(指標 総合学科設10~14年度))[「第三次北海道教育長期総合計画」(H10.3)北海道教育	
10~14年度))[「第三次北海道教育長期総合計画」(H10.3)北海道教育	모 +☆ r +☆ / II
青森県8 12各学区にそれぞれ 1 校ずつ整備し、設置後の状況等を踏まえ、その画を策定する方針[「2 1 世紀を展望した本県高等学校教育の在り方1告)」(H11.2)青森県高等学校教育改革推進検討会議]岩手県8 01平成 1 6 年度までに 5 校設置する計画 必要に応じ、ブロック単位方針 [「県立高等学校新整備計画(案)」(H11.5)岩手県教育委員会]宮城県8 85平成 2 0 年度までに原則として各圏域に 1 校以上設置する方針 [「来構想検討素案」(H11.10)宮城県教育委員会]秋田県6 53<通学範囲に少なくとも 1 校の設置を達成 >山形県5 3平成 1 7 年度までに全県的に設置する方針 [「第 4 次山形県教育振興3)山形県教育委員会]福島県8 84平成 1 0 年までに 4 校設置 H 1 1 以降は 5 地区で設置を計画 [「	•
画を策定する方針[「21世紀を展望した本県高等学校教育の在り方 告)」(H11.2)青森県高等学校教育改革推進検討会議]岩手県801平成16年度までに5校設置する計画 必要に応じ、ブロック単位方針[「県立高等学校新整備計画(案)」(H11.5)岩手県教育委員会]宮城県885平成20年度までに原則として各圏域に1校以上設置する方針[「来構想検討素案」(H11.10)宮城県教育委員会]秋田県653<通学範囲に少なくとも1校の設置を達成>山形県53平成17年度までに全県的に設置する方針[「第4次山形県教育振興3)山形県教育委員会]福島県884平成10年までに4校設置 H11以降は5地区で設置を計画[「	
告)」(H11.2)青森県高等学校教育改革推進検討会議]岩手県801平成 1 6 年度までに 5 校設置する計画 必要に応じ、プロック単位方針 [「県立高等学校新整備計画(案)」(H11.5)岩手県教育委員会]宮城県885平成 2 0 年度までに原則として各圏域に 1 校以上設置する方針 [「来構想検討素案」(H11.10)宮城県教育委員会]秋田県653<通学範囲に少なくとも 1 校の設置を達成 >山形県533平成 1 7 年度までに全県的に設置する方針 [「第 4 次山形県教育振興3)山形県教育委員会]福島県884平成 1 0 年までに 4 校設置 H 1 1 以降は 5 地区で設置を計画 [「	
岩手県801平成16年度までに5校設置する計画 必要に応じ、プロック単位方針[「県立高等学校新整備計画(案)」(H11.5)岩手県教育委員会]宮城県885平成20年度までに原則として各圏域に1校以上設置する方針[「来構想検討素案」(H11.10)宮城県教育委員会]秋田県653<通学範囲に少なくとも1校の設置を達成>山形県53平成17年度までに全県的に設置する方針[「第4次山形県教育振興3)山形県教育委員会]福島県884平成10年までに4校設置 H11以降は5地区で設置を計画[「	こ ノい ((報
方針 [「県立高等学校新整備計画(案)」(H11.5)岩手県教育委員会]宮城県885平成20年度までに原則として各圏域に1校以上設置する方針[「 来構想検討素案」(H11.10)宮城県教育委員会]秋田県653<通学範囲に少なくとも1校の設置を達成> 平成17年度までに全県的に設置する方針[「第4次山形県教育振興3)山形県教育委員会]福島県884平成10年までに4校設置 H11以降は5地区で設置を計画[「	で い 果 士 で
宮城県885平成20年度までに原則として各圏域に1校以上設置する方針[「 来構想検討素案」(H11.10)宮城県教育委員会]秋田県653<通学範囲に少なくとも1校の設置を達成> 平成17年度までに全県的に設置する方針[「第4次山形県教育振興3)山形県教育委員会]福島県884平成10年までに4校設置 H11以降は5地区で設置を計画[「	で成直りる
水田県653< 通学範囲に少なくとも 1 校の設置を達成 >山形県53平成 1 7 年度までに全県的に設置する方針 [「第 4 次山形県教育振興3)山形県教育委員会]福島県884平成 1 0 年までに 4 校設置 H 1 1 以降は 5 地区で設置を計画 [「	月 立
秋田県653<通学範囲に少なくとも 1 校の設置を達成>山形県53平成 1 7 年度までに全県的に設置する方針 [「第 4 次山形県教育振興3)山形県教育委員会]福島県884平成 1 0 年までに 4 校設置 H 1 1 以降は 5 地区で設置を計画 [「	宗立向仪付
山形県5 3平成 1 7 年度までに全県的に設置する方針 [「第 4 次山形県教育振興3)山形県教育委員会]福島県8 84平成 1 0 年までに 4 校設置 H 1 1 以降は 5 地区で設置を計画 [「	
3)山形県教育委員会] 福島県 88 4 平成10年までに4校設置 H11以降は5地区で設置を計画 [「	計画 / U 7
福島県 88 4 平成10年までに4校設置 H11以降は5地区で設置を計画 [「	前四」(17.
	宗 <u>工</u> 同 守 子
	百 笙
	向守子仪番
横会の答申(H7.2)に基づき検討中	科 笙 た 道)
栃木県	17寸で で 等八
群馬県	校教育の35
新	収扱目の以
埼玉県	立 構 相 に つ
周玉宗	不悔心にノ
千葉県	三校の悠幸
「	同伙の付入
東京都 2 1 5 2 各学区に 1 校程度設置する計画 平成 2 3 年度までに 1 5 校設置を	2. 計画「「都
立高校改革推進計画第二次実施計画」(11.10)東京都教育委員会]	
神奈川県 184 1 平成16年度までに6校、平成22年度までにあと8校程度設置する	る計画「「旦
立高校改革推進計画」(H11.11)神奈川県教育委員会]	
新潟県 105 4 生徒が通学できる範囲に1校は設置する方向で整備する方針「今後	の本県高校
整備の方向について」(H11.11)新潟県教育委員会	
富山県 4.6 2 生徒が通学しやすい立地条件等を勘案のうえ、各地区に計画的に配	置する方針
[「これからの本県高校教育の在り方について(報告)」(H11.3)富山	
教育課題研究協議会	
石川県 5 4 4 通学可能な範囲に少なくとも 1 校の設置を検討する方針 [「高等学	校の再編整
備に関する基本指針」(H11.5)石川県教育委員会]	
平成16 年度までに計 7 校に設置する計画 [「全日制高等学校の再編	整備案」(H
11.5)石川県教育委員会]	(
福井県 30 1 生徒が通学可能な範囲に1校程度設置する方針 [「21世紀を展望	した本県の
望ましい高等学校教育の在り方について(答申)」(H10.3)福井県高等	
題協議会]に基づき検討中	- · •
山梨県 3.6 1 通学の利便性に配慮したブロックを考慮しながら順次設置を進める	5 方針 [「山
梨県高等学校整備新構想」(H8.3)山梨県教育委員会]	_ `
長野県 90 1 地理的条件等を勘案しつつ他地区についても検討するという長野県	高校教育改
革検討委員会の報告(H10.6)を受け、検討中	
岐阜県 7.7 4 総合学科などの特色ある学校を拡充してはどうかというフロンティアプラン	"教育21"研
究委員会の当該部分の提言(H10.3)を受け、検討中	
静岡県 105 1 「平成22年度までに、各学区に1校程度を目途に改組・整備を進	めることを
検討することが望まれる」との静岡県高等学校長期計画検討委員会の	最終報告(H
11.11)を受け、検討中	
愛知県 171 1 県立高等学校適正規模等検討会議において、魅力ある学校づくりに	- 1.5.2
する中で、全県的な視野に立って検討中(最終まとめは、平成12年	, ,
┃ 三重県 ┃ 65 ┃ 5 ┃┃平成13年度までに総合学科等の新しいタイプの高校を12校設置する	· - · -
┃ ■ ┃ ■ ┃ ■ ┃ ■ ┃ ■ ■ ┃ ■ ■ ┃ ■ ■ ■ ■ ■	- 」(H11.3)
三重県教育委員会]	

	古华兴长新	ᄴᄉᄙᄞ	
初送应用夕	高等学校数		田左の敢供は両、子公立は投討北江
都道府県名	, ,	設置校数	現在の整備計画・方針又は検討状況
	(公立)	(H12年度)	
进 加 月	4 9	(公 立)	
滋賀県		4	<通学範囲に少なくとも1校の設置を達成>
京都府	4 8	I	現在の府立高校における教育を充実させるために、総合学科の設置が必要とい
			う京都府産業教育審議会の提言(H9.3)により 1 校設置 今後の総合学科の在り
	4 0 7	4	方については、設置校での成果や課題を踏まえて検討予定
大阪府	1 8 7	4	平成20年度までに9校設置する計画 [「教育改革プログラム」(H11.4)大阪府
	4 7 0		教育委員会]
兵庫県	1 7 8	6	すべての生徒が進学可能となるよう原則として普通科の学区に各1校、生徒数
			や学区の範囲において大規模な学区については複数校に設置することとし、平
			成13年度までに7地区に各1校を設置した後、平成14年度からは毎年2校
			程度を目途に設置する計画 [「県立高等学校教育改革実施計画《第1次》(案)」
			(H11.12)兵庫県教育委員会]
奈良県	4 5	1	将来構想検討委員会で検討中
和歌山県	4 0	2	きのくに教育協議会等において検討中
鳥取県	2 9	3	<通学範囲に少なくとも1校の設置を達成>
			┃平成12年度までに3校設置する計画 [「高等学校教育改革実施計画[第1次]」┃
			(H11.3)鳥取県教育委員会]
島根県	3 7	3	原則として通学範囲に1校は設置することとし、平成20年度までに、新たに5┃
			┃ 地区 5 校への設置を検討する [「県立学校再編成基本計画」(H11 .11)島根県教┃
			育委員会]
岡山県	8 3	2	各地域の生徒が選択できるよう設置を進めていく方針 [「平成20年度を目途
			┃とする県立高等学校教育体制の整備について(中間まとめ)」(H10.9)岡山県高等┃
			学校教育研究協議会]
広島県	9 8	13	<通学範囲に少なくとも1校の設置を達成>
			県立高等学校の適正な規模及び配置の具体化の検討に併せて、教育内容の充実
			に努める方針 [「県立高等学校の規模及び配置の考え方について」(H11.8)広島
			県教育委員会]
山口県	6 7	2	総合学科などを、生徒が通学できる範囲に配置する方針 [「今後の県立高校の
			在り方について「報告」」(H11.3)県立高校の在り方検討協議会]
徳島県	4 0	1	平成21年度までの目標として、地域性を考慮し、設置の推進を図る方針 [「徳
			島県教育振興基本構想について」(H11.3)徳島県教育振興審議会]
香川県	3 5	2	全県的視野に立ち、検討予定(県立高校の学校・学科の在り方検討会議を設置
			し、検討中)
愛媛県	5 5	3	<通学範囲に少なくとも1校の設置を達成>
高知県	3 7	2	学校・学科の適正配置と併せ、早期に整備を図る方針 [「生徒減少期における
			学校・学科の在り方について(報告)」(H6.10)県立高等学校教育問題検討委員会]
福岡県	1 2 1	2	各地区単位に拡充を図る方針 [「社会の変化に対応した県立高等学校教育の総
			合的な振興方策について(答申)」(H11.7)福岡県県立学校教育振興計画審議会]
佐賀県	3 8	2	将来的には各学区に 1 校程度の設置を検討する方針 [「新しい時代に対応する
			県立学校の整備・振興計画について(中間答申)」(H5.7)佐賀県県立学校整備計
			画審議会]
長崎県	6 3	3	長崎県高校改革推進会議で、可能な限り通学できる圏内に1校ずつの設置につ
			いて検討
熊本県	6 1	1	新たに導入する方向で検討する方針 設置場所については、地域バランスを考
			慮し、再編整備との関連で検討する方針 [「県立高等学校の今後の在り方につ
			いて」(H11.12)熊本県県立高等学校教育整備推進協議会]
大分県	5 8	3	原則として各通学区に1校配置する方向で検討する方針 [「大分県立高等学校
			の学校規模の適正化及び学校・学科の適正配置等の在り方について(報告書)」(H
			11.7)大分県公立高等学校適正配置等懇話会]
宮崎県	4 3	1	高等学校教育の一層の個性化・多様化を推進するため、総合学科、全日制単位
		·	制高等学校の導入についても検討する方針「「県立高等学校教育整備計画 (H8 ~
			12年度)についての報告書」(H7.6)宮崎県教育委員会]平成13~17年度の県立高
			12年度/についての報告員」(117.6) 台崎宗教育委員会」 中版 13 17年度の宗立間 等学校教育整備計画については検討中
	8 3	1	すずれ初月豊福 田画については快めで モデル校 (H10年度県立枕崎高校を設置) し、そのモデル校の成果を見ながら必要
ルルツ州木		'	に応じて年次的に設置を検討するという方針(H8.9)で検討中
 沖縄県	6 2	2	「県立高等学校編成整備計画」(H14~23年度)の作成にあたり、県全体や各地域
/ I ル电 木	5 2		
	 	-) 1+ 7	にのける技期的な展望に立った同校配置の付木像について検討中 7成13年度におけるの立の享筆学校物(予定)である。また。「総合学科部署校

[「]高等学校数(公立)」は、平成12年度における公立の高等学校数(予定)である。また、「総合学科設置校数(公立)」は、平成12年度における公立の総合学科設置校数(平成12年度設置予定校を含む)である。

[【]参考】国の整備目標:「当面、総合学科を設置する公立高等学校が高等学校の通学範囲(全国で 5 0 0 程度)に少なくとも 1 校整備されること」(「教育改革プログラム」(平成 1 1 年 9 月改訂)及び「生活空間倍増戦略 プラン」(平成 1 1 年 1 月閣議決定)